

令和5年度第1回三重県国民健康保険運営協議会 概要

日時 令和5年7月24日（月）19時30分～20時15分

方法 オンライン形式（Zoom）

出席委員 10名

【被保険者代表委員】 濱口浩代、中村英子

【保険医等代表委員】 馬岡晋、前田圭司、増田直樹

【公益代表委員】 伊藤正明、長友薫輝、岩崎祐子

【被用者保険代表委員】 内藤誠、大西伸幸

議題1 次期三重県国民健康保険運営方針の策定について

現行の運営方針期間中の取組状況等、次期運営方針の骨子案について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

（質問）

・赤字発生市町は減ったものの、赤字解消計画を策定している市町がまだ2市町あるとのことだが、赤字が解消されたというわけではなく、計画を策定したということか。

⇒（事務局）

・現在も継続して赤字削減計画の取組を進行中ということである。

・平成30年から15市町が赤字解消計画を作ったが、解消できたのは、2市町だけということか。

⇒（事務局）

・赤字解消計画を策定した市町数は令和元年度が最多で4市町である。策定市町数は平成30年度は3市町、令和元年度は1つ増えて4市町、令和2年度は1つ減って3市町と推移している。

議題2 保険料水準の統一に向けたロードマップの作成について

令和4年度保険料の状況、保険料水準統一の基本方針、保険料水準の統一に向けた取組の方向性について説明し、原案に同意するとの答申を得ました。

（質問）

・資産割のある市町とない市町があるが、これを平準化するためには、資産割をなくす方向で統一するのか、ある方向で統一するのか、選択しなければならないと思うが、基本的にはない方向で統一するという事によろしいか。

⇒（事務局）

・お見込みのとおり、県としては、3方式で統一をしていきたい。

・資産割のメリット・デメリットは何か。

⇒（事務局）

- ・資産割は、全国的に廃止の方向に向かっている。

- ・資産割は、固定資産税額が算定の基礎となっており、二重課税という感がある。

また、住所地の市町に土地・建物を所有していれば賦課されるが、住所地の市町外に所有している場合は、賦課されないという不公平感がある。所得の低い方（例えば年金所得だけの人）にも賦課されるため、所得の低い方に負担が大きいというデメリットがある。

- ・国民健康保険制度が開始された当時は、農林水産業の方が国保加入者に多くいた。そのため所得割を補完するため資産割の制度ができたが、現在、農林水産業の方は国保の加入者の2%強程度のため、資産割を廃止していく方向にある。

- ・最終的な目標は、全県下統一の保険料というのは理論上よく理解できるし、当然そうであるべきだと思う。しかし、三重県の今後を考えたときに都市への集中と過疎化の進行、高齢化が進んだ場合、どの地域にいても、同じ医療・同じ福祉サービスを受けられればそれでよいが、そうではなくなる可能性が高いと考えられる。現在ある程度の幅がある間にコンセンサスを取っておかないと、都市部に住まないで十分な医療、福祉が受けられないという状況になってから、保険料水準を統一したことによる矛盾が噴出したのでは遅いのではないか。そのあたりの方針について教えていただきたい。

⇒（事務局）

- ・医療関係の様々な計画を進めていくにあたり、地域により差が生じないように、どこに住んでいても安心して生活できるよう様々な観点からすすめていかなければならないと考えている。

議題3 WEB会議システムを利用した会議への出席について

WEB会議システムを利用した出席の取扱い等について説明し、原案に同意すると
の答申を得ました。

（意見等）

なし